

# 一般社団法人 日・タイ経済協力協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日・タイ経済協力協会（英文名 Japan-Thailand Economic Cooperation Society、略称「JTECS」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、タイ王国及びその近隣国との経済協力の推進に関する事業を行い、これら諸国の経済、技術の発展に貢献するとともに、日本国とこれら諸国との友好関係の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) タイ王国及びその近隣諸国の経済、社会、技術に関する講習、講演会、研修事業等の開催
- (2) タイ王国及びその近隣諸国の経済、社会、技術に関する文献、資料の収集、編さん、翻訳、出版、閲覧、及び貸与
- (3) タイ王国及びその近隣諸国の経済、社会、技術に関する広報
- (4) タイ王国及びその近隣諸国の経済、社会、技術に関する調査
- (5) 語学等講習
- (6) 日本国とタイ王国及びその近隣諸国の産業人材育成に資する講習、講演会、研修事業等の開催
- (7) 日本国とタイ王国及びその近隣諸国の大学等の産業人材育成に資する交流支援事業
- (8) 会報の発行
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦並びにタイ王国及びその近隣国において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、第7条の規定によりこの法人の会員となつた者をもって構成する。

#### (会員の種別)

- 第6条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会する法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。
  - 3 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

#### (会員の資格の取得)

- 第7条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申し込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
  - 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

#### (会費)

- 第8条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため会員総会において別に定める会費を本法人に納入しなければならない。
- 2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、会員総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、その額を減免することができる。

#### (任意退会)

- 第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会において総正会員の半数以上が出席し、正会員総数の議決権の3分の2以上の議決によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的の趣旨に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、若しくは失跡宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 前条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務についてはこれを免れることはできない。

(会費その他拠出金品の不返還)

第 13 条 前条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第 4 章 会員総会

(構成)

第 14 条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。  
2 前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 15 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 会員総会は、定時会員総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催することができる。

(招集)

第 17 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が

招集する。

- 2 臨時会員総会は、総正会員の議決権の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(議長)

第18条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第21条 会員総会に出席しない正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記述し、会員総会招集通知に記載された期間内に議長に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

- 2 正会員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により議長に提出することで、前項と同様に取扱うことができる。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員全員に対し、会員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面

又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その会員総会において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

## 第 5 章 役員

(役員を設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 12 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、理事長、及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長、理事長、専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

また、監事には本法人の使用人が含まれてはならない。

4 理事又は監事に異動があった場合は、2 週間以内に登記を行い、登記簿謄本を添えて遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人であるもの、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。

3 理事長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

- 5 会長、理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事にはその職務を行うに要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の免除)

第31条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問)

第 32 条 この法人に、顧問等（名誉顧問、顧問）を 10 名以内置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第 33 条 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事及び業務執行理事の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは理事長が代行する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したとき

は、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第 26 条第 5 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第43条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第44条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (剰余金の分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### (残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 委員会

### (委員会)

第48条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

## 第11章 事務局

### (事務局)

第49条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免し、職員は、理事長が任免する。
- 4 その他事務局及び職員に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行なったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は榊原定征とする。